

若者の雇用対策の抜本的強化を求める意見書

若者の失業率は今も全世代平均の2倍であるだけでなく、多くの若者が、法律も社会常識も無視した雇用形態と労働条件下におかれている。特に、深刻なのは、若年労働者の派遣、パート、契約、請負など、非正規雇用の急増である。その多くが月収10万円以下などという低賃金で、「いやならやめろ」、「文句を言ったら契約更新されない」というもとで、労働条件の改善さえ言い出せず、いつ使い捨てにされるかわからない不安な状態に置かれていることである。

未来を担う若者を使い捨てにするような社会であってはならない。

すでに、2003年版「国民生活白書」は、若年層の不安定雇用の急増が引き起こす問題として、①フリーター自身が不利益をこうむったり、不安を感じたりすること、②若者の職業能力が高まらなければ、経済成長の制約要因になるおそれがあること、③社会を不安定化させること、④未婚化、晩婚化、少子化などを深刻化させるなどを指摘したが、この指摘は今も解決されるべき重大な課題である。

よって、政府は、このような若年雇用対策を改め、若者の雇用と権利を守るために、下記の行政施策を充実すべきである。

記

- 1 政府自らが、教育、保育、福祉、医療、防災など若者への仕事をつくること。
- 2 仕事探しや、労働条件など、あらゆる雇用問題の相談と解決をはかる文字通りの「ワンストップ」窓口を設けること。
- 3 フリーターにも公的職業訓練の場の増設などで、スキルアップの場を保障し、有給の職業訓練制度や訓練貸付制度を創設・整備すること。
- 4 若者向けの公共・公営住宅の建設や家賃補助制度など、経済的自立を支援すること。
- 5 企業が、若者の雇用状況の情報を公開する仕組みをつくること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年6月22日

名 寄 市 議 会